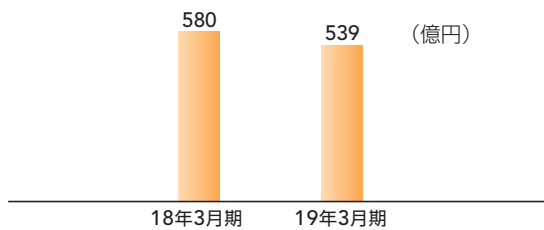


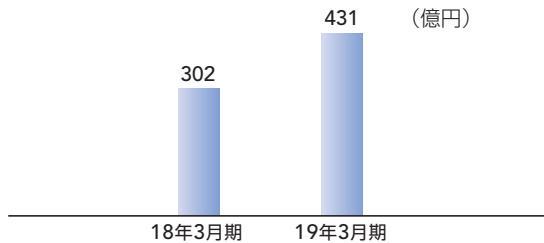
損益の状況 (単体)

● コア業務純益



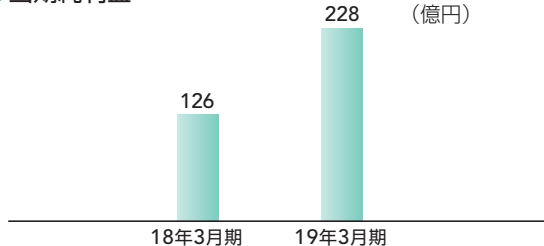
平成19年3月期のコア業務純益は、前期に計上した住宅ローン債権の譲渡益の剥落があったものの、預り資産関連手数料の増加および経費削減を一層進めたこと等により、539億円となりました。

● 経常利益



不良債権の最終処理に伴う信用コストが大幅に減少したことを主因として、経常利益は431億円となりました。

● 当期純利益



固定資産の減損損失を計上する一方、貸倒引当金戻入益等信用コストにかかる戻り益を特別利益として計上したことにより、当期純利益は228億円となりました。

用語説明

■ コア業務純益

預貸金業務などによる“資金利益”や投資信託等の販売手数料などの“役務取引等利益”などを含む“業務粗利益”から経費を差し引いたもので、銀行本来業務の収益力を表す指標として一般的に用いられています。

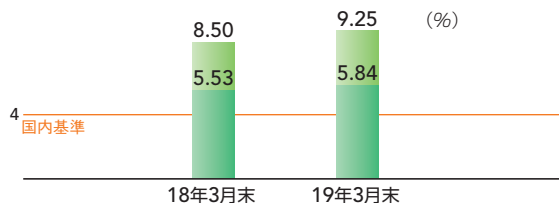
$$\text{コア業務純益} = \text{業務粗利益(除く国債等債券損益)} - \text{経費}$$

自己資本比率の状況

● 自己資本比率

[単体]

- 自己資本比率
- うちTier I比率

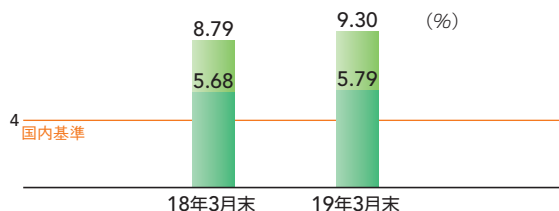


平成19年3月末の自己資本比率は、利益の積み上げ等により単体で9.25%、連結で9.30%となりました。また中核的自己資本であるTier I比率は単体で5.84%、連結で5.79%となりました。今後も資本の充実を図り、自己資本比率の向上に努めてまいります。

自己資本比率は、平成19年3月期より「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に基づき算出しております。平成18年3月期は旧基準により算出しております。

[連結]

- 自己資本比率
- うちTier I比率



用語説明

■ 自己資本比率

銀行の健全性を示す指標のひとつです。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本(資本金など)}}{\text{リスク度を考慮した資産}}$$

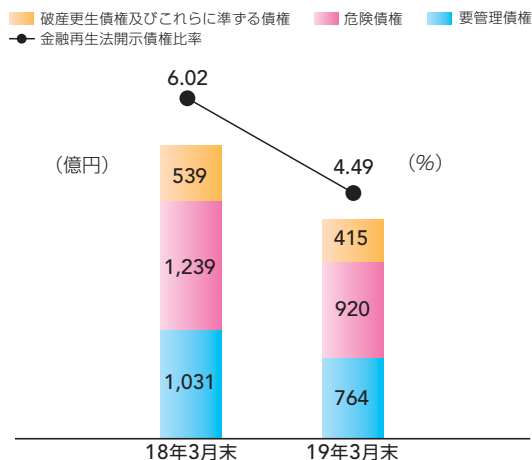
※国内基準では4%以上を維持することが求められています。

■ Tier I比率

自己資本のうち資本金・資本剰余金・利益剰余金などの基本的項目をもとに算出される自己資本比率です。

不良債権の状況 (分割子会社合算ベース)

● 不良債権比率



平成19年3月末の金融再生法に基づく開示債権の残高は、企業再生支援と不良債権処理の促進に努めました結果、平成18年3月末比709億円減少し2,100億円となり、開示債権比率も1.53%低下し4.49%となりました。

今後も不良債権の圧縮に向けて企業再生専門の分割子会社等を活用した企業再生支援と最終処理を進めてまいります。

※分割子会社合算ベース=銀行単体+西銀ターンアラウンド・パートナーズ(株)+シティ・ターンアラウンド・サポート(株)

● 不良債権の保全状況 (平成19年3月末)

(単位: 億円)

	債権額 A	保全額 B	担保・ 保証等	引当金	保全率 B÷A
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	415	415	348	67	100.00%
危険債権	920	852	676	176	92.61%
要管理債権	764	478	323	155	62.62%
合計	2,100	1,747	1,348	399	83.16%

開示債権は、担保・保証等および引当金により8割以上がカバーされており十分な保全状況であります。

用語説明

金融再生法による開示債権の定義

■ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産・会社更生・再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

■ 危険債権

債務者が、経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態・経営成績が悪化し、契約通りの返済を受けることができなくなる可能性の高い債権

■ 要管理債権

3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権